

令和3年（行ウ）第7号 町議会議員懲罰処分取消等請求事件

原告 土屋由希子

被告 湯河原町

5

答弁書

令和3年4月7日

横浜地方裁判所第1民事部合議B係 御中

10

〒231-0006 （送達場所）

横浜市中区南仲通3丁目35番地

横浜エクセレントⅢ9階

川島法律事務所

15

電話 045-662-2041

FAX 045-662-5408

被告訴訟代理人

弁護士 川 島 清 嘉



20

同 川 島 志 保



同 中 村 真由美



25

同 原 田 隆之介



目次

第1	請求の趣旨に対する答弁.....	3
第2	本案前の答弁.....	3
1	第一次懲罰は司法審査の対象とならない.....	3
5	2 第二次懲罰も司法審査の対象とならない.....	6
第3	請求の原因に対する認否.....	7
第4	本案についての被告の主張.....	12
1	町議会の構成.....	12
2	第一次及び第二次懲罰に至る経緯.....	12
10	3 第一次懲罰には違法事由がない（予備的主張）.....	13
4	第二次懲罰には違法事由がない（予備的主張）.....	15
5	議会ゆがわらの記事は名誉毀損による不法行為に当たらない.....	18
6	町議会に対する滞納者名簿の提供は個人情報保護条例に違反しない...	20

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第1項及び第2項の訴えをいずれも却下する。
- 2 請求の趣旨第3項及び第4項の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。
- 5 4 請求の趣旨第4項の請求について、仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行の宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告らに送達された後それぞれ14日経過したときとすること。
- 10 との判決を求める。

なお、請求の趣旨第1項及び第2項の訴えについて、被告の本案前の答弁が認められない場合には、「第1項及び第2項の請求をいずれも棄却する」との判決を求める。

15 第2 本案前の答弁

1 第一次懲罰は司法審査の対象とならない

- (1) 地方自治法（以下「法」という。）は、地方議会の議員に対する懲罰について、次のとおり定めている。

第134条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び
20 委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

- ② 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

第135条 懲罰は、左の通りとする。

- 25 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝

三 一定期間の出席停止

四 除名

(以下省略)

5 (2) 湯河原町議会会議規則(以下「会議規則」という。)は、懲罰である陳謝の方法について、次のとおり定めている(甲18)。

第109条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする

(3) 第一次懲罰は、法第135条第1項第2号の「公開の議場における陳謝」である。

10 (4) 最大判昭和35年10月19日民集14巻12号2633頁(以下「昭和35年10月最判」という。)は、「昭和35年3月9日大法廷判決一民集14巻3号355頁以下—は議員の除名処分を司法裁判の権限内の事項としているが、右は議員の除名処分の如きは、議員の身分の喪失に関する重大事項で、単なる内部規律の問題に止らないからであつて、本件における議員の出席停止の如く議員の権利行使の一時的制限に過ぎないものとは
15 自ら趣を異にしているのである。従つて、前者を司法裁判権に服させても、後者については別途に考慮し、これを司法裁判権の対象から除き、当該自治団体の自治的措置に委ねるを適當とする」として、「地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰議決の適否は裁判権の外にある」と判断した。
20

(5) これに対し、最大判令和2年11月25日裁判所時報1757号3頁(以下「令和2年最判」という。甲21)は、「出席停止の懲罰は、上記の責務を負う公選の議員に対し、議会がその権能において科する処分であり、これが科されると、当該議員はその期間、会議及び委員会への出席が停止
25 され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすこ

とができなくなる。このような出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、これが議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない。そうすると、出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきである。したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるというべきである。これと異なる趣旨をいう所論引用の当裁判所大法廷昭和35年10月19日判決その他の当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである」と判示し、昭和35年10月最判の判例を変更して、「出席停止の懲罰」は、司法審査の対象となると判断した。

(6) 令和2年最判は、昭和35年10月最判の判例を変更した理由として、出席停止の懲罰が科せられると、当該懲罰の性質からして、会議への参加や議決に加わるなどの議員としての中核的活動をすることができないことを挙げている。

(7) 第一次懲罰である「公開の議場における陳謝」は、除名や出席停止の懲罰とは異なり、議員の会議や委員会への出席を停止するものではなく、懲罰が科せられることによって、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての活動や権利行使を制限する性質を有するものでもない。

(8) 「公開の議場における陳謝」の懲罰は、議会がその内部的規律を維持する目的から、法や会議規則等に違反した議員に対し、陳謝の意を表することを求めるものに止まるから、その適否は、議会における内部的な問題として、議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきものというべきである。

(9) 以上の理由により、第一次懲罰は、司法審査の対象とならないから、その

取消しを求める請求原因第1項の訴えは、不適法として却下されるべきである。

2 第二次懲罰も司法審査の対象とならない

5 (1) 令和2年最判は、平成28年9月6日に招集された岩沼市議会の9月定例会において、岩沼市議会が議員に対し、9月定例会の全会期である同日から同月28日までの間の出席停止の懲罰議決をした事案について、昭和35年10月最判の判例を変更して、出席停止の懲罰処分が司法審査の対象となるとした(甲21)。

10 (2) 他方、本件で取消しの訴えの対象となった湯河原町議会(以下「町議会」という。)の第二次懲罰は、令和2年9月29日(以下、年月日のうち「令和2年」の記載は省略する。)の午後開催された町議会9月定例会で議決された「一日出席停止」の懲罰であって、原告が出席を停止された会議は、当日午後開催された定例会だけである(甲14)。

15 (3) 令和2年最判の岩沼市議会の事案では、出席停止により議員報酬が減額されているが、本件では、第二次懲罰により、原告の議員報酬は減額されていない。

20 (4) このような1日に満たないごく短期間の出席停止の懲罰による議員活動の制限については、「議員としての中核的な活動を行うことができず、住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる」(令和2年最判)とまではいえないし、原告の個別具体的な権利が侵害された事実も認められない。

(5) さらに、原告に対する第二次懲罰の理由は、議会が議決した第一次懲罰である陳謝文の朗読を原告が拒んだことにある。

25 (6) 原告の議会における行為が、「議会の品位を軽んじたこと」(会議規則第98条)、または「議事の妨害をしたこと」(同規則第100条)に該当するか否かの判断は、まさに、議会における内部的な問題として、議会の自主

的、自律的な解決に委ねられるべきものというべきである（甲18）。

（7） 第二次懲罰によって、原告に9月29日の午後に開催された町議会9月定例会に出席することができないという制限は生じたものの、この程度の不利益は、議員の権利行使の一時的制限に過ぎないものとして、その適否の判断は、議会の自律的な権能に基づいて、専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべき問題である（昭和35年10月最判）。

（8） よって、第二次懲罰についても、司法審査の対象とならないから、その取消しを求める請求原因第2項の訴えも、不適法として却下されるべきである。

第3 請求の原因に対する認否

1について 認否しない。

2（1）について

アは認める。

イのうち、「最初の」は否認し、その余は認める。最初の町税等徴収対策強化特別委員会（以下「特別委員会」という。）が開催されたのは4月9日で、7月20日開催の特別委員会は令和2年度の2回目の委員会である。

ウについて

町税等滞納者名簿のコピー（以下「滞納者名簿」という。）の配付が「10年来の慣行」であることは否認する。結果として10年間配付されているが、慣行ではない。

「（特別委員会の）席上、滞納者名簿がマスキングを施さないまま傍聴議員を含む出席者全員に配布されたこと」は、秘密会における議事の秘密（会議規則第92条第1項）に該当するので認否しない（甲18）。

なお、原告は、この日に開催された特別委員会を秘密会とすることについては賛成し、秘密会の議事にも参加している。

エ 秘密会の議事の秘密に該当するので、認否しない。

(2) について

ア及びイは認める。

ウのうち、「全滞納者」「回収されていない」「リストが回収されていない」

5 は、秘密会の議事の秘密に該当するので認否しない。その余は認める。

エのうち、『リストが回収されていない』は秘密会の議事の秘密に該当する
ので認否しない。その余は認める。

オのうち、原告が発言の撤回（削除）に同意した理由については不知、その
余は概ね認める。

10 カは認める。

(3) は認める。

3 (1) について

アは認める。

イのうち、「町税対策課長」は否認する。「町税対策課長」は誤りであり、

15 「徴収対策課長」が正しい。その余は認める。

ウ及びエは認める。

オのうち、原告が陳謝文の読み上げを拒否した理由については不知、その余
は認める。

(2) は認める。

20 4 (1) について

アは認める。

イは認める。なお、被告は、湯河原町議会委員会条例（以下「委員会条例」
という。）（乙1）第15条に基づき、原告を編集委員会の会議から除斥
したが、原告が弁明した内容の記述部分（甲15の3頁及び5頁）につい
ては、原告が示した修正文案に従って編集した。

25

ウのうち、「議会ゆがわら」第116号に原告指摘の記載があることは認め、

その記載が原告の社会的評価を低下させること、及び、③の記事が、原告が口外した罪を自認しているような効果があることについては争い、⑥のうち「重い罪」は「重い罰」の誤記である。

5 なお、平成17年3月、平成25年3月、平成27年9月、平成27年12月の町議会で議員懲罰があった際も、被告は、議会ゆがわらに懲罰に関する記事を掲載し、懲罰の経緯について町民に対する説明をしていて、
10 今回が特別なことではない（乙2の1～4）。

 また、原告が②及び⑥で「中略」としている部分については、それぞれ、
 「その後、村瀬議長による発言取消しの勧告を受入れ、本人は発言取消し
10 を申し出たにもかかわらず」、「議会は、特に法・規則に則り運営されています。不都合な事があれば外部に発信するだけでなく、まず委員会等で議論し改革すべきです。また、」との記述がされ、当該記事では、懲罰の対象とされた原告の行為について正確な説明をした上で、原告が議員としてとるべき対応についての議会としての見解を明らかにしている。

15 エは争う。

（2）について

 第1段落のうち、「議会ゆがわら」第116号が、湯河原町内において配布されたことは認め、配布された対象がほぼ全戸であること、及び、
 「議会ゆがわら」第116号に原告に関する社会的評価の低下をもたら
20 す記載があることは否認し争う。

 なお、令和3年2月1日現在の湯河原町の世帯数は12,842戸、「議会ゆがわら」第116号の新聞折込み部数は8,000部である。

 第2段落は争う。

5 （1）について

25 ア 第1文は認める。

 第2文及び第3文について、憲法第57条第2項が、「両議院は、各々

その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。」と規定していることは認め、その余は争う。

イ 第1文は争う。

5 第2文のうち、浦和地裁判決の判示があることは認め、その余は争う。

ウ 第1段落のうち、会議規則第92条第2項の規定は認め、その余は争う。
第2段落及び第3段落は争う。

(2) は争う。なお、イのうち第2段落の(同条例第9条第3項)は(同条例
同条第3項)の、第3段落の(同条例第2条第2項)は(同条例第2条第
10 2号)の、ウのうち第1段落の(同条第6項)は(第7条第6項)の誤記
である。

(3) について

アは認める。

イ 第1文は認める。

15 第2文は争う。

(4) について

アは認める。

イ 第1段落は否認ないし争う。

第2段落及び第3段落は認める。

20 第4段落は否認ないし争う。後記第4、6に記載するとおり、町議会に
対する滞納者名簿の提出は、湯河原町個人情報保護条例(以下「個人情報
保護条例」という。)第9条第2項第1号の「法令等の規定に基づく利用・
提供」に該当する。(甲19)

ウは否認ないし争う。

25 エ 第1段落は認める。

第2段落は否認ないし争う。町議会の代表が行財政改革推進委員会に参

加したことはない。

オ 第1段落は認める。

第2段落及び第3段落は否認ないし争う。

(5) について

5 アのうち、「7月20日の特別委員会で配布された滞納者名簿のコピーが回収されていないという事実」については、秘密会の議事の秘密に該当するので認否をしない。

 第一次懲罰は、議事の秘密を本会議の一般質問及びSNS上で指摘したことだけでなく、原告が、一般質問での発言に際して、議長の発言取消しの勧告を受入れて自ら発言取消しを申し出たにもかかわらず、その後、SNS上で再度発言がなされたものであることも理由としている。

10 第二次懲罰の理由は「その非を認めなかった」ことではなく、「議決に従わなかった」ことにある。その余は概ね認める。

イないしエは争う。

15 オ 第1文のうち、令和2年最判に原告引用の記載があることは認め、第二次懲罰が司法審査の対象となることは争う。

第2文は争う。

カ 争う。

6 について

20 (1) は一般論としては認める。

(2) 議会ゆがわらに記事が掲載されたことは認め、その余は否認又は争う。

(3) 議会ゆがわらが配布されたことは認め、その余は否認又は争う。

(4) 議会ゆがわらの編集者が町議会の議員であることは認め、その余は否認又は争う。

25 (5) 争う。

7 争う。

第4 本案についての被告の主張

1 町議会の構成

町議会の議員数は13名で、会派に所属する議員は、湯政研4名、協創会5
5 名、ゆがわら未来2名であり、会派に所属しない議員が議長を含め2名いる。

政党に所属する議員は、公明党及び日本共産党が各1名で、他の11名は無
所属である。原告はゆがわら未来に所属し、政党は無所属である。

2 第一次及び第二次懲罰に至る経緯

(1) 町議会の令和2年9月定例会の会期は、9月7日から同月29日までの2
10 3日間であった。

(2) 第一次懲罰は、原告が、9月7日開催の町議会令和2年9月定例会の一般
質問において、会議規則第92条第2項の規定に違反して、町議会が設置
した特別委員会における秘密会の議事を口外し、その後、発言を取り消す
との申出をしたにもかかわらず、後日、SNS上で再度秘密会の議事を他
15 に漏らしたことを理由とする(甲6)。

(3) 原告に対する第一次懲罰については、9月18日及び同月25日開催の懲
罰特別委員会で審査され、5名が賛成、1名が反対(委員は7名で委員長は
採決に加わらない)で、懲罰を科すべきものと議決された。懲罰の種類につ
いては、2名が「公開の議場における戒告」、4名が「公開の議場における
20 陳謝」を適用すべきとし、採決の結果、「公開の議場における陳謝」とする
ことが議決され、懲罰特別委員会が陳謝文の案を作成した(甲9及び甲1
5の4頁)。

(4) 懲罰特別委員会における採決の結果が、9月29日開催の町議会の定例会
で報告され、議長と除斥された原告を除く議員11名のうち、賛成9名、反
25 対2名で、懲罰特別委員会委員長の報告のとおり、原告に対し、「公開の議
場における陳謝」の懲罰を科すことの議決がされた(甲14、甲15の4

頁)。

(5) なお、懲罰特別委員会において、原告に対し懲罰を科すことに反対をしたのは、原告と同一会派に所属する議員1名であり、定例会で陳謝の懲罰の議決に反対した他の議員1名についても、懲罰特別委員会では、原告
5 に懲罰を科すこと自体には賛成をしていた。

(6) 第一次懲罰にしたがって、議長が原告に対し、陳謝文の朗読を命じたところ、原告は、陳謝文の朗読を拒んだ(甲14)。

(7) 第二次懲罰は、9月29日開催の町議会定例会において、原告が議決された陳謝文の朗読を拒んだことが、会議規則第98条の規定に反し議会の品位を軽んじたこと、また同規則第100条の規定に反し議事の妨害をした
10 ことを理由とするものである(甲10)。

(8) 原告に対し、9月29日開催の町議会定例会において第二次懲罰の動議が出され、これについて同日開催された懲罰特別委員会で審査されて、委員全員により、懲罰を科すべきものと議決された。懲罰の種類については、委員
15 全員が「出席停止1日」とすることに賛成した(甲13)。

(9) 懲罰特別委員会における採決の結果が、同日開催の町議会の定例会で報告され、議長と除斥された原告を除く議員全員の賛成により、委員長報告のとおり「出席停止1日」の懲罰を科すことの議決がされた(甲14、甲15
の5頁)。

20 (10) 第二次懲罰については、懲罰特別委員会及び定例会のいずれにおいても、党派や所属政党にかかわらず、議員の全員が、原告に対し「出席停止1日」の懲罰を科すことに賛成した。

3 第一次懲罰には違法事由がない(予備的主張)

(1) 原告は、要旨、会議規則には、「秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他にもらしてはならない」(第92条第2項)とあるが、滞納者名簿
25 が町議会における審議資料として議員の閲覧に供されているのか、回収さ

れず個々の委員に持ち帰られているかというような情報は、個人情報保護
条例第7条第1項の個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に
記載すべき「個人情報の利用及び提供の範囲」（同条第1項第6号）に該当
し、登録簿は一般の閲覧に供することが義務づけられている（同条第6項）
5 から、特別委員会における滞納者名簿の取扱いについての原告の発言は、
条例上、秘密とすることが許されない事項であって、「秘密会の議事を口外
した」（甲8）ことにはならない、と主張する。

（2） しかし、後記6に記載するとおり、湯河原町長の町議会に対する滞納者
名簿の提出は、個人情報保護条例第9条第2項第1号の「法令等の規定に
10 基づき利用し、又は提供するとき」に基づくものである。登録簿の「個人情
報の利用及び提供の範囲」は、個人情報の本来の利用目的の範囲を画する
ために記載するものであるところ、個人情報保護条例第9条第2項第1号
は、法令等の規定に基づき、個人情報が本来の利用目的の範囲外の利用に
供される場合の規定である。よって、目的外利用である議会への情報提供
15 について登録簿に記載することは制度上想定されていない。また、法令等
の規定に基づく目的外利用は、登録簿に記載する「個人情報の利用及び提
供の範囲」によって制約を受ける性質のものではない。したがって、原告の
主張は、前提に誤りがあり失当である。

（3） さらに、第一次懲罰の理由は、原告が、一般質問における発言で秘密会の
20 議事を口外したことに加えて、要旨、「一般質問における秘密会の議事につ
いての原告の発言の内容を、その場で修正して、（議事録から）削除するよ
う発言されたい」旨の議長の勧告に対し、原告が「わかりました。それは削
除していただいて結構です」（甲3，9頁の下から10頁の冒頭部分）と回
答したにもかかわらず、その後に、再度、原告が、SNS上で、秘密会の議
25 事を他に漏らしたことも理由としている（甲5及び6）。

（4） 原告の一般質問における発言は、秘密会の議事である滞納者リストの扱

いに関する事項を公開の議場で開示するものであり、さらに、原告は、一般質問における発言を議長の勧告を受入れて取消したにもかかわらず、その後、SNS上で、秘密会の議事を他に漏らしている。このような原告の行為が、会議規則第92条第2項に違反することは明らかである。

5 (5) 第一次懲罰は適法であって、何らの違法事由も認められない。

4 第二次懲罰には違法事由がない（予備的主張）

(1) 原告は、要旨、第二次懲罰は第一次懲罰が適法かつ有効であることを前提とするから、第一次懲罰が違法であれば、第二次懲罰はその根拠を失って違法となる、と主張する。

10 (2) しかしながら、第一次懲罰は、上記3に記載したとおり適法である。

(3) さらに、上記第2、1に記載したとおり、第一次懲罰は、議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべき問題であって、司法審査の対象とならないから、第二次懲罰が適法であるか否かを判断する前提問題としても、裁判所は、第一次懲罰の適否の判断をすることができない。

15 (4) したがって、上記(1)の原告の論理は、採用することができない。

(5) 最判昭和28年10月1日民集7巻10号1045頁は、法が議員の懲罰を定めた目的について、「右条項（法第134条第1項）が議員の懲罰を規定しているのは、議会の秩序を維持し、その運営を円滑ならしめるためであって、議員の個人的行為を規律するためではない」と判示している。

20 (6) 法は、「普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない」（法第120条）、「会議規則・・・に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる」（法第134条第1項）と規定し、これに基づき、会議規則では、次の定めを置いている。

（品位の尊重）

25 第98条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

（議事妨害の禁止）

第100条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(戒告又は陳謝の方法)

第109条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(7) 原告は、第一次懲罰によって「公開の議場における陳謝」の懲罰を科せられ、議長から陳謝文の朗読を命じられたにもかかわらず、その命に従わず、陳謝文の朗読を拒んだ。

(8) 法は、議会の秩序を維持し、その運営を円滑ならしめるため、議会が議員に対して議決により懲罰を科し、懲罰の方法の一つとして、公開の議場における陳謝によることを定めている(法第134条、第135条第1項)。

(9) したがって、原告が第一次懲罰に納得せず、不満があったとしても、法及び会議規則の規定に従って懲罰の議決が採択されたからには、原告には、議会の議決を尊重すべき義務があり、議会が定めた陳謝文を朗読しなければならない。法及び会議規則により定められた懲罰としての陳謝文の朗読を命じられたにもかかわらず、これを拒否することが許されるとすれば、法及び会議規則が議員に対して懲罰を科した目的を達することができず、議会の秩序を維持することもできない。

(10) 第二次懲罰については、懲罰特別委員会及び定例会のいずれにおいても、党派や所属政党にかかわらず、議員全員が、原告に対し「出席停止1日」の懲罰を科すことに賛成している。原告の行為が、議会の秩序を維持するための第一次懲罰及びこれを受けた議長の命令に従わないものであって、会議規則第98条及び第100条に反することは明らかである。

(11) なお、「公開の議場における陳謝」の懲罰については、会議規則の場合と同様に、「標準会議規則」においても、陳謝は議会が定めた陳謝文によって行うものとされている(全国都道府県議会議長会が定めた「標準都道府県

- 議会会議規則」第119条、乙3。全国町村議会議長会が定めた「標準町村議会会議規則」第113条、乙4）。また、陳謝の方法は、「議長が当該議員に対し、本会議場において陳謝を科す旨を宣言したのち、当該議員に議会が決定した陳謝文を登壇させて朗読させる」（廣瀬和彦「Q&A 議会運営ハンドブック」159頁、乙5）ことによって行うものとされ、議員が陳謝の文書を議会に提出したり、他の議員に代読させることはできない（松本英昭「新版 逐条地方自治法（第5次改訂版）」450頁、乙6、地方議会運営研究会「地方議会運営辞典（第2次改訂版）」457頁、乙7）とされている。
- 5
- （12） さらに「朗読を命ぜられてこれに応じないときは、あらたなる懲罰事
- 10 犯として改めて懲罰処分を行いうる」（松本・同上450頁、乙6）、「被懲罰議員が陳謝文の朗読を拒否した場合・・・には、議決無視であり、新たな懲罰事由となるので、議会は更に懲罰を科すことができる」（地方議会運営研究会・同上458頁、乙7）、「陳謝については、本人は、行う義務があるものと解される。すなわち、陳謝の拒絶は許されない。・・・仮に、本
- 15 人が陳謝を拒絶した場合には、本法違反として独立の懲戒事由を構成すると見るべきである。朗読の義務がある以上、当然であろう」（徳本広孝執筆部分「注釈 地方自治法全訂」2383頁。乙8）とされ、陳謝文の朗読を拒絶することは許されず、拒絶した場合には新たな懲罰事由になると解されている。
- 20 （13） なお、原告は、陳謝文の朗読を拒む理由について、要旨、「陳謝文の内容が原告の心情とは程遠く、納得のいく内容ではない。原告が秘密会の議事を漏らした事実はない」、「日本国憲法第19条の『思想及び良心の自由』により、原告の思想及び良心の自由は保証されているので、陳謝文の読み上げはお断りさせていただく」（甲12）と主張している。
- 25 （14） しかし、「公開の議場における陳謝」（法第135条第1項第2号）とは、本人自らが公開の議場において陳謝することをいい、この点で「戒告」

(同項第1号)と明白な違いがあるとされている(「注釈 地方自治法全訂」
2383頁。乙8)。

(15) 陳謝文の朗読は、議会の秩序を回復するため、法及び会議規則に基づ
く懲罰として、原告に対して「陳謝文の朗読」を命じたものにすぎず、第一
5 次懲罰動議についての意見の変更を原告に強いるものではない。

(16) 原告には、第一次懲罰動議について、弁明の機会が与えられ(甲7)、
懲罰動議に対する原告の意見は、懲罰特別委員会の議事録に記録され、これ
が公開される(甲8)。

(17) したがって、原告に陳謝文の朗読を求めたとしても、原告の「思想及び
10 良心の自由」(憲法第19条)を侵害することにはならない。

(18) 以上の理由により、第二次懲罰は適法であって、何らの違法事由も認
められない。

5 議会ゆがわらの記事は名誉毀損による不法行為に当たらない

(1) 原告は、「議会ゆがわら」第116号の2頁から5頁に記載された第一次
15 及び第二次懲罰に関する記事(以下「本件記事」という。)が、事実の摘示
及び意見の表明として、原告に対する名誉毀損を構成すると主張する。

(2) 本件記事が、公共の利害に関する事実に係るものであり、その目的が専
ら公益を図ることにあることについては、争いがないと思われる。

(3) そこで、本件記事のうち、①事実の摘示に係る記事については、摘示され
20 た事実がその重要な部分について真実であるとの証明があったとき、又は、
重要な部分を真実と信じるについて相当の理由があるか(最判昭和41年6
月23日民集20巻5号1118頁ほか)、②意見の表明に係る記事につい
ては、意見の表明の前提としている事実が重要な部分について真実であるこ
との証明があったとき、又は、重要な部分を真実と信じるについて相当
25 の理由があつて、人身攻撃に及ぶなど意見としての域を脱したものかどうか
(最判昭和62年4月24日民集41巻3号490頁ほか)が問題となる。

(4) 本件記事のうち、①事実の摘示に係る記事については、9月7日開催の定例会の一般質問における原告の発言内容、第一次懲罰特別委員会における審査の内容、同月29日開催の定例会における懲罰特別委員会の審査報告と第一次懲罰の内容、第一次懲罰である陳謝を原告が拒否したことに対し第二次懲罰の動議が提出されて、第二次懲罰特別委員会が設置された後、原告に対する弁明の機会が与えられ、本会議において、懲罰特別委員会の審査報告に基づき、原告に対し第二次懲罰を科す議決をしたこと等の記載があるところ、これらの記事は、全て真実である。

(5) また、本件記事には、「議会運営の基礎となる各種法令に違反し、合議体である議会の意思決定である議決に従わないことは、議員としてあるまじきことであり、その結果、議会運営を混乱させ、町民の皆様並びに行政機関に多大なるご迷惑をかけた責任は誠に重大です」(甲15の2頁)等の議会の意見表明があるが、意見表明が前提としている事実は、上記(4)の事実であって、その全てが真実であり、かつ、この意見表明には、人身攻撃に及ぶなど意見としての域を脱したところはない。

(6) なお、原告は、「原告が『秘密会の議事を他に漏らしてはいけない』という議会内部のルールを破ってしまった」等の記載が、事実の摘示に該当すると主張する(訴状10頁)が、「原告が・・・議会内部のルールを破ってしまった」等の議会の見解の正当性それ自体は、証拠等をもってその存否を決することができないから、事実の摘示にはあたらない(最判平成16年7月15日民集58巻5号1615頁参照)。

したがって、これらの記事が事実の摘示に該当することを前提とする原告の主張は失当である。

(7) 本件記事は、町議会における原告の議員としての発言という公共の利害に関する事実について、原告が第一次及び第二次懲罰を受けた経緯を町民に説明する目的で作成され、町民に配布されたものであり、事実の摘示に関す

る記事及び議会の意見表明の前提となる事実は全て真実である。

(8) 加えて、本件懲罰を科した町議会とは異なる意見を有する原告にも配慮して、町議会は、本件記事に、第一次及び第二次懲罰の動議についての原告の各弁明の内容及び議会の議決に対する原告の意見も掲載している（甲 1 5 の 3 頁及び 5 頁）。

(9) 以上の理由により、本件記事が、原告に対する名誉毀損の不法行為に該当するとの原告の主張は、失当である。

6 町議会に対する滞納者名簿の提供は個人情報保護条例に違反しない

(1) 原告は、湯河原町長が滞納者名簿を町議会に提出したこと自体が違法であるとし、その理由として、町議会に対する滞納者名簿の提出について、湯河原町個人情報保護審査会に意見を聴く手続（個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 4 号）がとられていないと主張する（訴状 1 5 頁以下）。以下、この点について反論する。

(2) 湯河原町長の町議会に対する滞納者名簿の提出は、原告が指摘する個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 4 号に基づくものではなく、同項第 1 号の「法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき」に該当するものである。

(3) 法は、普通地方公共団体の議会が、当該団体の事務の執行の状況についての検査及び監査の請求を行う権限について、次のとおり定めている。

「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（中略）に関する書類及び計算書を検閲し、（中略）当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。」（法第 9 8 条第 1 項）

(4) 町議会は、4 月 6 日開催の令和 2 年第 2 回臨時会（第 1 号）において、町議会に特別委員会を設置することを議決し、同月 9 日開催の同臨時会（第 2 号）において、特別委員会の委員 7 名を選任した（法第 1 0 9 条第 1 項、同条第 4 項、委員会条例第 3 条。乙 9 の 1 及び 2）。

(5) 特別委員会は、法第 9 8 条第 1 項の規定により、湯河原町長に対し、町税

の徴収に関する事務の書類として、滞納者名簿の提出を求めて、町税の徴収に関する事務の管理状況について検査をすることができる(法第109条第4項)。

- 5 (6) 湯河原町長の町議会に対する滞納者名簿の提出は、個人情報保護条例第9条第2項第1号が定める法令等の規定に基づくものであるから適法であり、原告が主張するような違法事由はない。

以上